

子ども・子育て支援新制度の概要

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室資料より
(一部加筆等有)

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。 幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
 - 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
 - 新制度は平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。
- ※ なお、消費税8%への引上げによる増収分を活用し、平成26年4月から、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みである「保育緊急確保事業」を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る。

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年度に新制度の施行を予定

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 (※)</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p><u>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども)</u> (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p><u>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども)</u> (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

本制度における行政が関与した利用手続

○ 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。

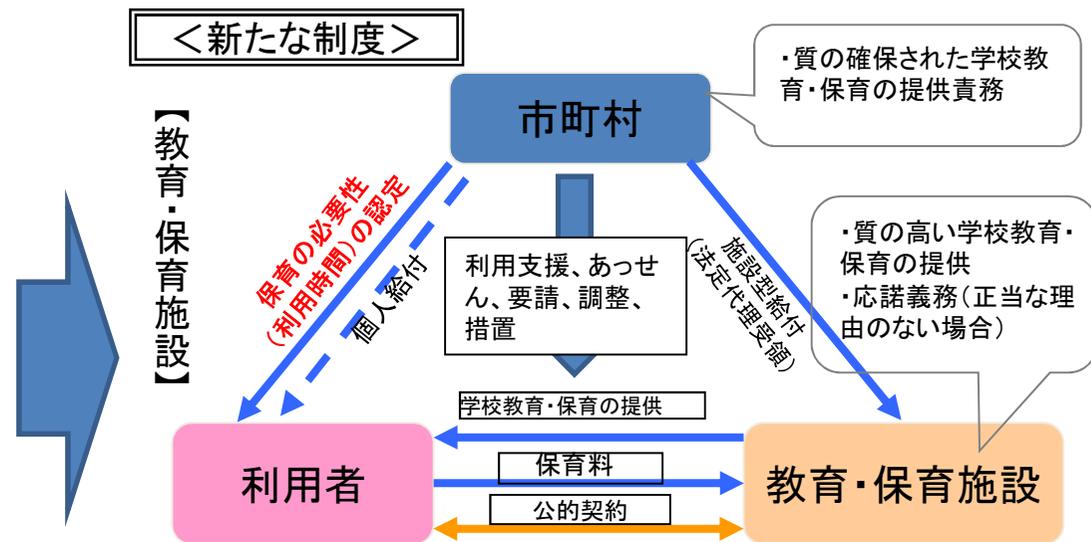
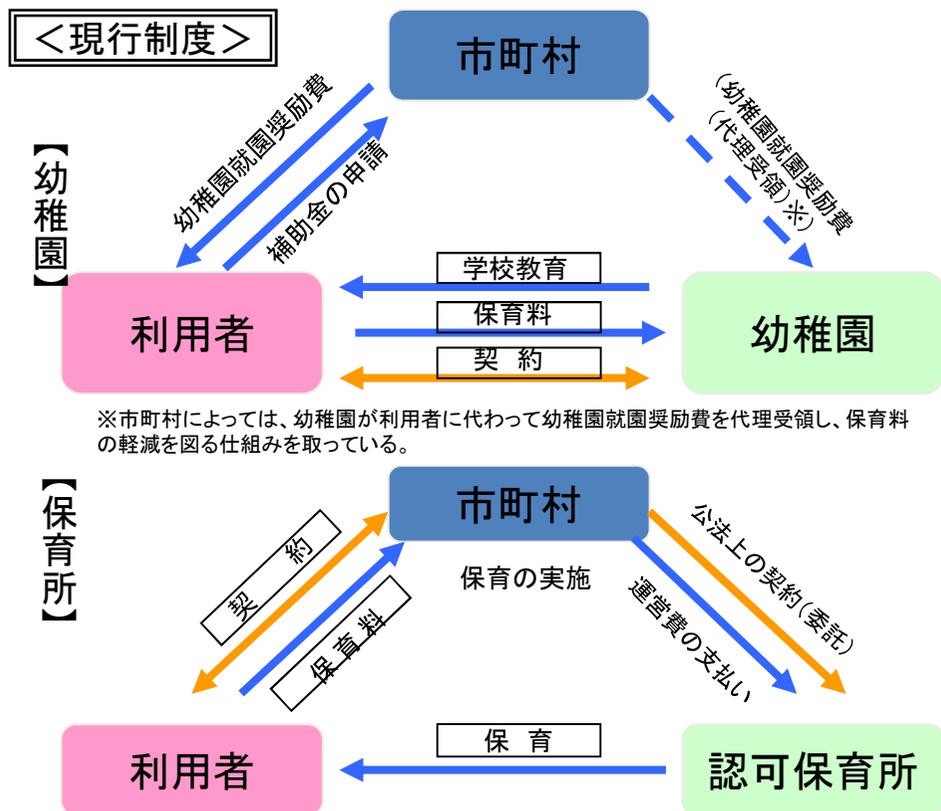
【認定区分】	認定内容	対応施設
1号認定(支援法第19条第1号該当)...	教育標準時間認定・満3歳以上	→ 認定こども園、幼稚園
2号認定(支援法第19条第2号該当)...	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上	→ 認定こども園、保育所
3号認定(支援法第19条第3号該当)...	保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満	→ 認定こども園、保育所、地域型保育

○ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印

○ 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。私立保育所については右下図※印

○ 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受けると認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け ○幼稚園型 :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者: 「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く ○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受けると幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	/	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

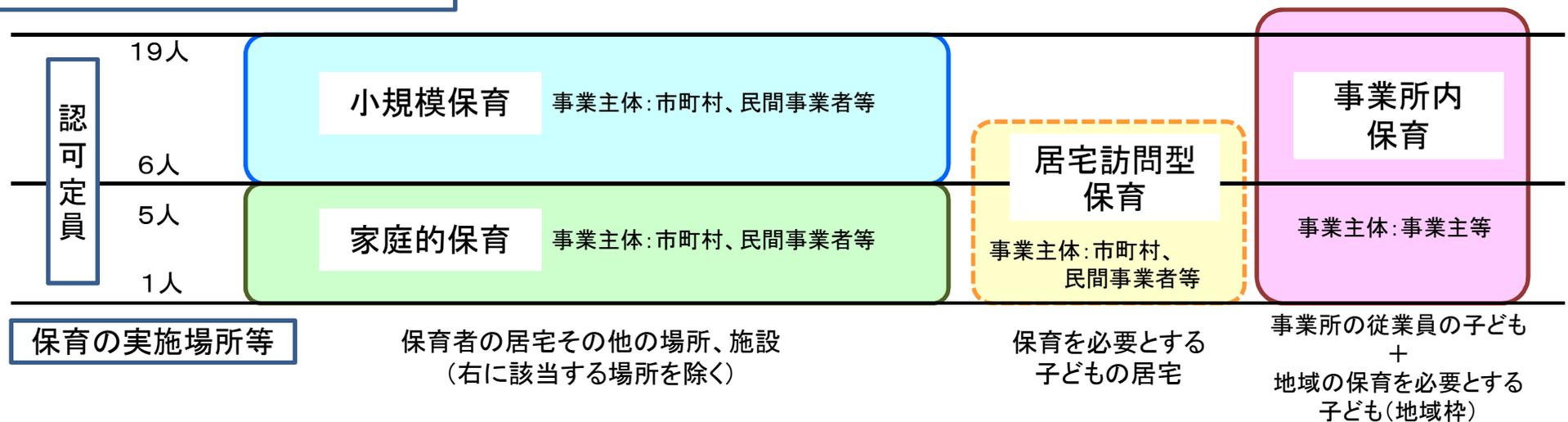
※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

地域型保育事業について

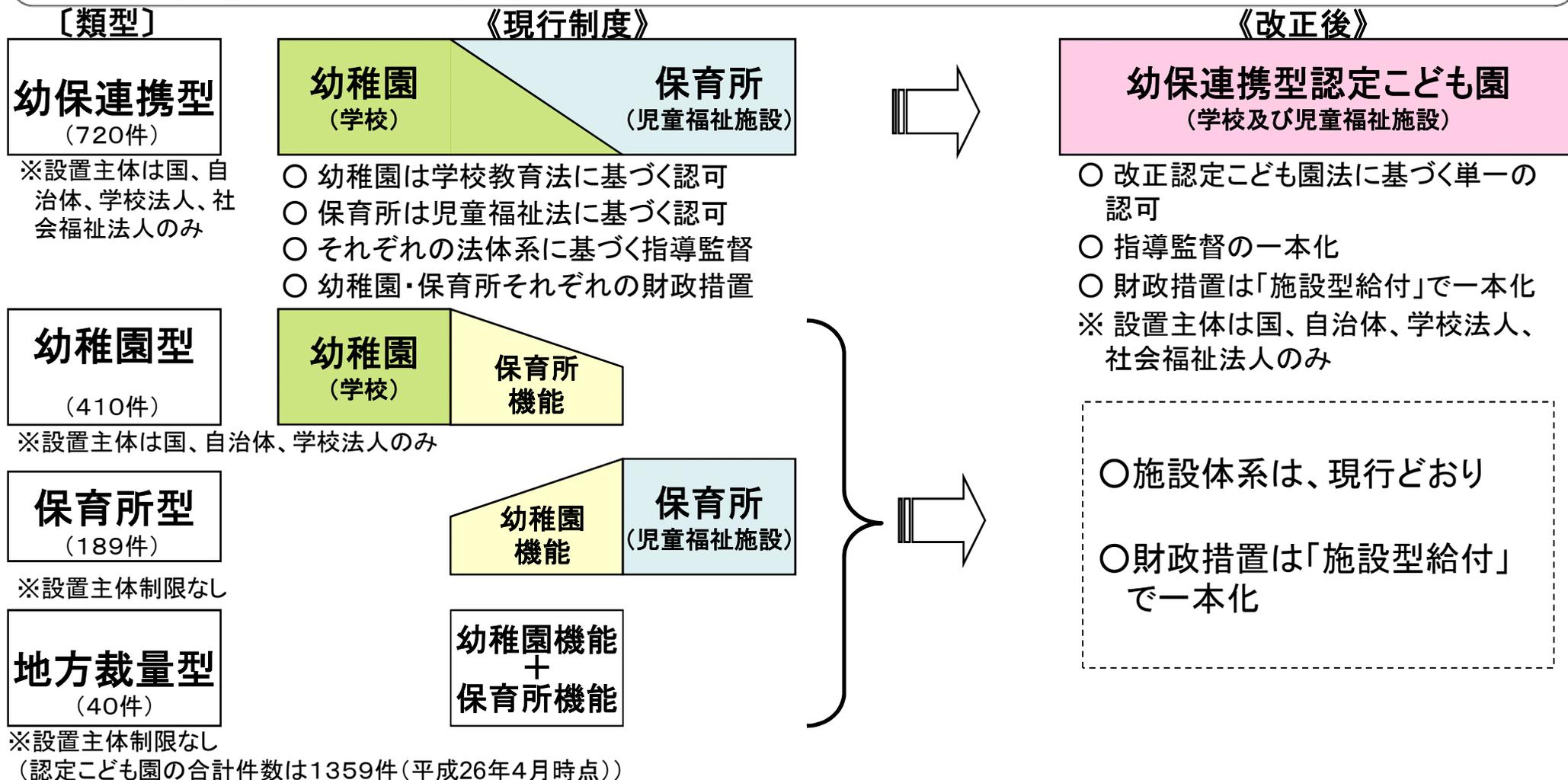
- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

子ども・子育て会議の設置

○**国**において有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置する（平成25年4月）

○**市町村、都道府県**においても地方版子ども・子育て会議を設置するよう努めることとされている

※地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。



子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子 全国国公立幼稚園長会会長
大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院教授
奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直 高知県知事
尾身 朝子 日本商工会議所若者・女性活躍推進専門委員会
委員
柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授
橘原 淳信 全国私立保育園連盟副会長
清原 慶子 三鷹市長
駒崎 弘樹 全国小規模保育協議会理事長
小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
榊原 智子 読売新聞東京本社社会保障部次長
坂崎 隆浩 日本保育協会理事

佐藤 秀樹 全国保育協議会副会長
佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授
高尾 剛正 一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員
会企画部会長
高橋 睦子 日本労働組合総連合会副事務局長
月本 喜久 全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
古渡 一秀 NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
北條 泰雅 全日本私立幼稚園連合会副会長
宮下 ちづ子 公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
◎無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
吉田 大樹 NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
吉原 健 社会福祉法人東京聖労院参与
前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
渡邊 廣吉 聖籠町長

○子ども・子育て会議 専門委員

稲見 誠 一般社団法人全国病児保育協議会会長
今村 定臣 公益社団法人日本医師会常任理事
内田 賢司 秦野市教育委員会教育長
葛西 圭子 公益社団法人日本助産師会専務理事

坂本 秀美 公益社団法人全国保育サービス協会理事
鈴木 道子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
溜川 良次 全国認定こども園連絡協議会会長
山口 洋 一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)

◎子ども・子育て会議会長、基準検討部会部会長

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成26年4月23日
内閣府

平成26年2月28日時点での地方自治体(都道府県、市区町村)における「地方版子ども・子育て会議」(子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。)の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

- 設置措置済み自治体は1481団体(82.8%)(11月1日時点では、1271団体(71.0%))。
- 設置措置済みと今後対応予定を合わせると、1756団体(98.2%)とほとんどの自治体が設置済みなし設置予定。

【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	1 4 8 1 団体 (82.8%)	2 7 5 団体 (15.4%)	1 9 団体 (1.1%)	1 4 団体 (0.8%)	1 7 8 9 団体
11月1日時点	1 2 7 1 団体 (71.0%)	4 8 6 団体 (27.2%)	1 5 団体 (0.8%)	1 7 団体 (1.0%)	1 7 8 9 団体
都道府県	4 1 団体	6 団体	0 団体	0 団体	4 7 団体
市区町村	1 4 4 0 団体	2 6 9 団体	1 9 団体	1 4 団体	1 7 4 2 団体
うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体
うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体

市町村子ども・子育て支援事業計画
県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

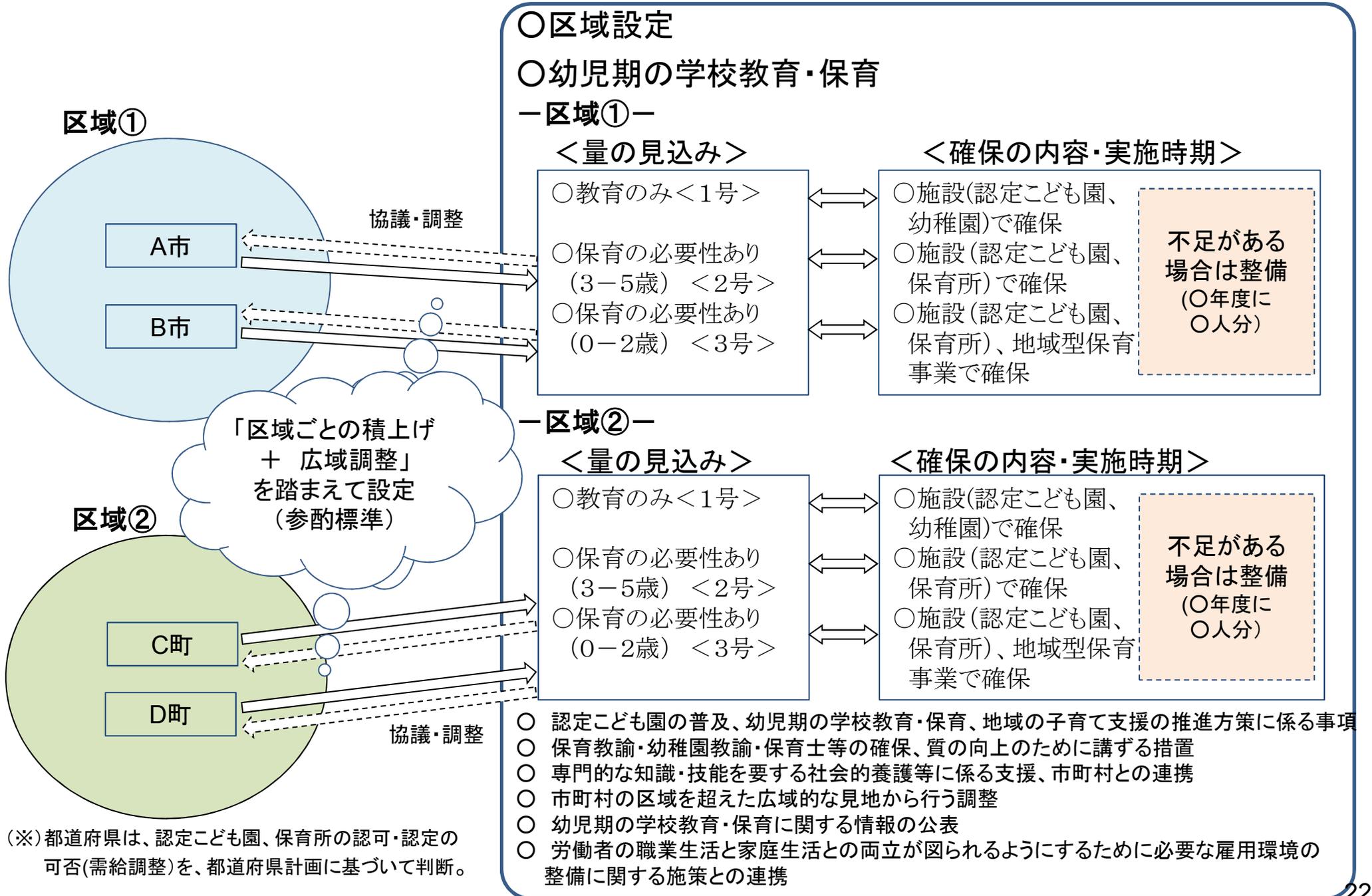
○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

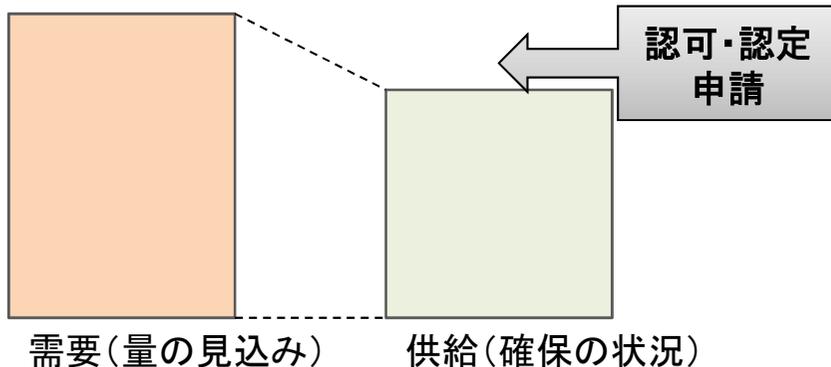


自治体計画と認可・認定の関係 ①

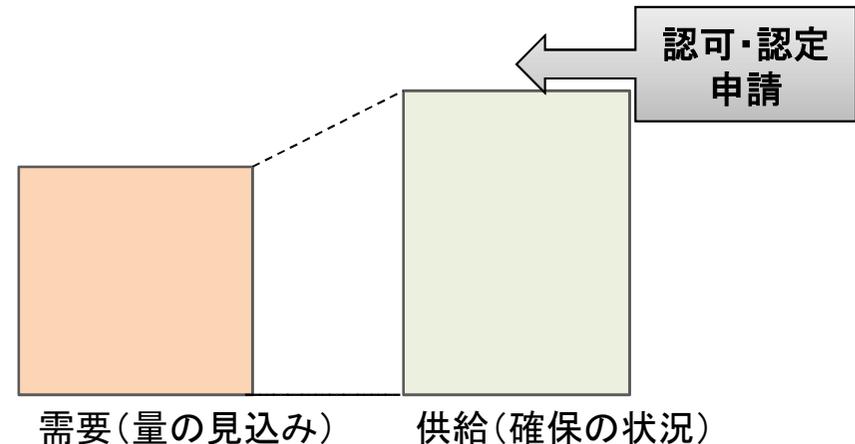
- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。
 - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
 - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



自治体計画と認可・認定の関係 ②

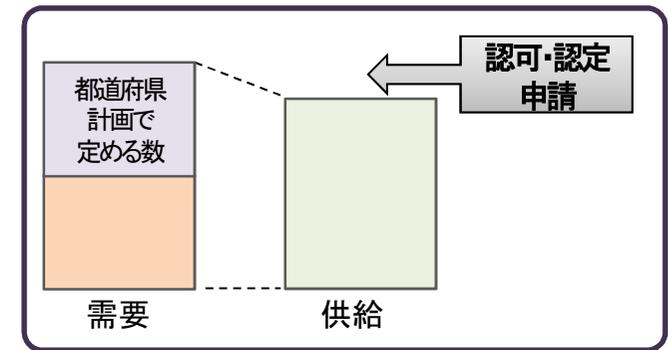
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1 基本的考え方(第三の二(二)イ及び四(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。